



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はしがき
Citation	北大法学論集, 48(4), 176-177
Issue Date	1997-12-26
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15736">https://hdl.handle.net/2115/15736</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(4)_p176-177.pdf



## はしがき

国際学術研究「東アジア文化と近代法——日本と韓国の比較研究を通じて——」は、これまで、五年の間研究を続けてきた。今回、一九九七年度からさらに三年間の予定で文部省科学研究費の補助を継続して受けることとなった。本研究会の組織は、法哲学班と経済法班に分かれている。経済法班については、すでに『北大法学論集』四八巻一号にその概要が示されているので、本稿では、法哲学班について紹介することにする。今年度は、札幌において最初の研究会（一九九七年七月二日）が行われ、研究報告は三本なされた。①徐元宇（ソウル大学校名譽教授）「発展途上社会の比較分析模型——*Pyung's*のプリズム模型を中心に——」、②五十嵐清（札幌大学教授）「西欧法学者が見た日本法」、③石熙泰（京畿大学校教授）「韓国民法上の同姓同本禁婚制の問題点とその改善」である。来年二月には、本年度二回目の研究会を韓国で行う予定である。

さて、今号で公表する本研究プロジェクトの成果は、以下のふたつである。①崔鍾庫報告は、一九九六年一〇月のソウルでの研究会で発表されたもので、現代の韓国社会における儒教の機能と役割を、法と社会の実態に即して実証的に論じたもので

ある。最近、韓国の憲法裁判所で姦通罪（刑法二四一条一項）に対する合憲決定（一九九〇年九月一〇日）、および同姓同本禁婚制（民法八〇九条一項）に対する違憲決定（憲法不合致決定、一九九七年七月一六日）が下され、これを契機に、韓国では儒教と法との関係が改めて問われ始めようとしている。この点については、上記③の石報告で扱われている——石報告は、後に本誌に掲載する予定である——。

日本でも、儒教の「宗教性」を見直すべだという議論があるが、この崔報告は、儒林（儒教を信奉する集団）の組織である儒道会の「宗教宣言」を踏まえて、儒教の宗教化の意味を問うとしている。もちろん、韓国は、李氏朝鮮時代を画期として、朱子学が国家の統治理念として長く機能してきた。ところが、西学として退けられてきたキリスト教が李朝後期に受容されて、今や、その信者の数は、人口の三分の一を占めるに至っている。また、李朝以前から長く信奉されてきた仏教や、巫俗を中心としたシャーマニズムも依然として根強い。韓国の宗教状況は、まさに「多宗教化」している。しかしもう一方で、若い世代の無宗教化も進行しているという。このような状況にあって、儒道会が「儒教は宗教である」と言い切らざるを得ない社会的な意味を、この報告は論じようとしている。現代韓国における儒

教の実態を知る上では、示唆に富んだ論稿である。なお、本報告は、すでに韓国で『法制研究』一二号(一九九七)に収められ公表されている。今回、岡克彦(北海道大学法学部助手)がこれを翻訳した。

②高翔龍論稿は、本研究プロジェクトで報告されたものではない。しかし、筆者は、本年度から、研究協力者としてこのプロジェクトの実質的なメンバーに加わっており、かつ、本稿は、本学法学会での報告(一九九六年七月一九日)を元にして、書き下ろされたものである。北大法学論集「編集委員会」と協議したところ、論稿のテーマからして、本欄に載せるのが適切であろうとの了承を得て、ここに掲載することとなった。本稿は、「韓国の法と社会—韓国人の法意識—」『成城法学』五三号(一九九七年一月)の続編であり、韓国法の歴史を簡潔にまとめている。現代韓国法は、やはり西欧の法体系に依拠して形作られてきた。したがって、歴史といっても、西欧法の継受がその中心的なテーマとなるので、扱われる時代は、どうしても近世・近代そして現代に限定されがちである。本稿では、西欧法継受以前の伝統法、初期の西欧法継受の動き、植民地時代の法制、解放後の現代韓国法の法制という順序で叙述されている。とりわけ、植民地時代の韓国法制についてよくまとめられてお

り、韓国法史学が抱えている問題点を明らかにしている。植民地時代の法制は、完全に過去のものとなったわけではない。それは、今なお韓国法に息づいている。しかも、その影響は、単に、法制に止まらず、法学自体にも及んでいる。したがって、植民地法制の清算が、解放以来、韓国法学界の一貫した課題であった。この課題を解決するためにも、法制に対する歴史的考察は、韓国法にとつてとりわけ大きな意味をもつ。本稿は、歴史という視角から韓国法のある姿を捉えようとしている。

(文責 今井弘道・岡 克彦)